

SOFTIC判例ゼミ2022 (第1回)

2022年6月24日

(改2022年7月9日)

担当：大熊 裕司・ガニング麗奈

1. 課題

知財高判令和3年12月22日 (令和3年 (ネ) 第10046号) 【弁護士懲戒請求書事件控訴審判決】 (原審：東京地判令和3年4月14日)

2. 概要

原告X (懲戒請求者) が弁護士会に提出した被告Y1 (対象弁護士) に対する懲戒請求書を、Y1によりブログで公開され (ただし、リンクを張る形式で公開されていた)、氏名を明らかにされて反論されたXが、Y1を著作権 (公衆送信権) 侵害、公表権侵害、プライバシー侵害を理由ブログ記事の削除及び損害賠償を請求した事件。

原審では、公表権侵害については原告に権利濫用があるとされたが、公衆送信権侵害については権利濫用が認められず、公衆送信権侵害に基づいて、ブログ記事の削除が認められた。ただし、公衆送信権侵害に関する財産的損害及びプライバシー侵害は否定され、損害賠償については認められなかった。

これに対して、X、Y1の双方が控訴した。控訴審は、原審で認められなかったY1の主張を認め、公衆送信権侵害についてもXに権利濫用があるとし、原告の請求はすべて棄却される結論となった。

なお、第一審判決後、当該ブログ記事は、Y1の意思に反して、プロバイダによって削除されている。

(追記：Xは上告受理の申立てを行っていたが、最高裁は、2022年7月6日付で、不受理決定をした。この結果、Y1に対し、ブログに貼った懲戒請求書へのリンクを削除するよう命じた一審判決を取り消し、Xの請求を棄却した控訴審判決が確定した。)

3. 事案の説明

a. Y1は、A(カルロス・ゴーン)の弁護人であったが、Aは保釈中にレバノンに密出国した。

→Y1は、自身のブログ(本件ブログ)で、Aが、保釈条件に反し、レバノンに出国したことについて、「まず激しい怒りの感情が込み上げた。裏切られたという思いである。」、「が、一つだけ言えるのは、彼がこの1年あまりの間に見てきた日本の司法とそれを取り巻く環境を考えると、この密出国を「暴挙」「裏切り」「犯罪」と言って全否定することはできないということである。」と投稿した(本件記事1)。(令和2年1月4日)

b. 弁護士への批判と懲戒請求

→Xは、第二東京弁護士会に対し、Y1を対象弁護士として、Xが作成した本件懲戒請求書を提出した。以下は、懲戒請求書の記載の一部である。

「保釈中の被告人を故意か重過失によりレバノンに出国させてしまった。これは保釈の条件に違反する行為であり、その管理監督義務を懈怠する行為であり、重大な非行に該当する」(Y1にはAの出国及びブログ記事における発言について弁護士法56条の懲戒事由があるとして、同法58条1項に基づき懲戒の請求を行った)(令和2年1月7日)

→産経新聞のニュースサイトで、Y1が懲戒請求されたことが報道される。(令和2年1月17日)

c. Y1自身のブログによる反論

→Y1は、自身のブログ(本件ブログ)にて、「X氏による懲戒請求に対して私が第二東京弁護士会綱紀委員会に提出した弁明書の内容は次のとおりです。」として、反論文を記載するとともに、Xの懲戒請求書のうち、Xの住所の一部及び電話番号を墨塗りしたPDFファイルをインターネット上で閲覧し得るようにした。(令和2年2月4日)

d. XがY1を提訴【本件】(令和2年2月20日)

e. Y1の訴訟代理人Y2が、自身のブログで第1事件に触れ、「本件記事1」のリンクを張った。(令和2年7月31日)

f. X Y2を提訴

Y2のブログ記事に本件記事1に対するリンクを張ったことが、著作権（公衆送信権）および著作者人格権（公表権）の侵害の幫助に当たるとして、慰謝料および遅延損害金の支払を求めた。（令和2年9月14日）

g. 懲戒請求制度とは

- i. 日本弁護士連合会HP参照（https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/petition/chokai.html）
- ii. 弁護士等に対する懲戒の請求は、事件の依頼者や相手方などの関係者に限らず誰でもでき、対象弁護士等の所属弁護士会に請求する（弁護士法58条）。
※ 最初から日弁連に懲戒の請求をすることはできない。
- iii. 対象弁護士等の所属弁護士会に懲戒請求の手続をする。
→所属弁護士会の審査、議決（弁護士会は綱紀委員会に事案の調査をさせ、綱紀委員会は前述の懲戒委員会に事案の審査を求めることが相当かどうかについて議決する）
→懲戒の請求をした者は、弁護士会が懲戒しない旨の決定をしたときや、相当の期間内に懲戒の手続を終えないとき、懲戒の処分が不当に軽いと思うときは、日弁連に異議申し立てできる（同法64条）。

4. 審理経緯と争点

a. 第一審

i. Xの請求

(1) Y1は、別紙記事目録記載1の各ブログに掲載されている同記載2の記事を削除せよ。

(2) Y1は、Xに対し、200万円及びこれに対する令和2年3月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ii. 争点：

- (1) 本件懲戒請求書の著作物性（争点1-1）
- (2) 本件懲戒請求書の公表の有無（争点1-2）
- (3) 引用の適法性（争点1-3）

- (4) 権利濫用の成否 (争点 1 - 4)
- (5) プライバシー権侵害の有無 (争点 2)
- (6) 本件記事 3 の掲載の不法行為性 (争点 3)
- (7) 原告に生じた損害の有無及び額 (争点 4)

iii. 判決 :

- 1. Y1は、別紙記事目録記載 1 (1)のブログに掲載されている同記載 2 (1)イのファイルを削除せよ。
- 2. 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

b. 知財高裁

i. 原判決に対して、XおよびY1が控訴

ii. 判旨 :

Y1からの控訴が認められ、原判決主文第1項が取消され (その部分に係るXの請求棄却)、Xの本件控訴は棄却された。

「以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、一審原告の請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ、これと異なり、一審被告Yに対し、本件ブログに掲載されている本件懲戒請求書のPDFファイルの削除を命じた原判決主文第1項は相当でないから、一審被告Yの控訴に基づき、これを取り消し、その取消しに係る部分につき一審原告の請求を棄却することとし、一審原告の本件控訴 (当審において控訴の趣旨として追加した差止めの請求を含む。) を棄却することとし、主文のとおり判決する。」

5. 著作権法に関する争点は、第一審判決と本判決の双方において下記4点

- (1) 本件懲戒請求書の著作物性
- (2) 本件懲戒請求書の公表の有無
- (3) 引用の適法性
- (4) 権利濫用の成否

6. 判決概要

争点	第一審	知財高裁
本件懲戒請求書の著作物性	著作物性あり	著作物性あり
本件懲戒請求書の公表の有無	公表に当たらない	公表に当たらない
引用の適法性	適法な引用ではない	適法な引用ではない
権利濫用の成否		
【公表権に基づく請求】	権利濫用である	<u>権利濫用である</u>
【公衆送信権に基づく請求】	権利濫用ではない	<u>権利濫用である</u>

7. 知財高裁判旨

(1) 本件懲戒請求書の著作物性

- 「懲戒請求の理由については、その内容が一義的かつ形式的に定まるものではなく、・・・その構成や論旨の展開には作成者であるXの工夫が見られ、その個性が表出しているといえることができる。」
- 「懲戒請求の理由における記載内容についても、本件懲戒請求書には単に懲戒理由となる事実関係が記載されているにとどまらず、・・・その表現内容・方法等には作成者であるXの個性が発揮されているといえることができる。」
- 「本件懲戒請求書は、Xの思想又は感情を創作的に表現したものであって、著作権法2条1項1号に規定する『著作物』に該当するというべきである。」
- 関連裁判（東京地判令和3年7月16日）
裁判所から送達された訴状を、被告がブログで公開して、反論をしたことについて、原告代理人が公衆送信権侵害、公表権侵害を理由に損害賠償を請求した事案で、公表権侵害を理由に、2万円の損害賠償が認められた。ただし、被告は、訴状の著作物性を争わなかった。
なお、訴状を陳述後であれば、著作権法40条1項により自由な利用が可能で

あったが、本裁判例では、第1回口頭弁論期日で訴状が陳述される前に、被告がブログで公開してしまった。

(2) 本件懲戒請求書の公表の有無

- 条文

(公表権)

第18条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの(その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。)を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。(以下略)

(著作物の公表)

第4条 著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者・・・によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合・・・において、公表されたものとする。

(以下略)

- 弁護士会に提出されたことについて：

「同請求書は同弁護士会における非公開の懲戒手続に使用されるにすぎず、その手続の性質上、同請求書にアクセスすることができるのは、同手続に關与する同弁護士会の關係者に限られると解するのが相当である。そうすると、その提出をもって、本件懲戒請求書が『発行』(同法3条)され、又は、『上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示』されたということとはできない。」

- 産経新聞社に提供されたことについて：

「本件産経記事で引用されたのは、本件懲戒請求書のごく一部にとどまり、後記・・・のとおり、当該引用部分が本件懲戒請求書の主要な部分であるということもできないことに照らすと、本件産経記事における上記引用によって、本件懲戒請求書が公表されたということとはできない」

「本件懲戒請求書はその全部が不可分一體の關係にあるものではなく、公表された範囲もごく一部にとどまる・・・本件懲戒請求書の一部の内容が本件産経

記事に引用される形で公衆の認識し得るところになったとしても、当該請求書が公表されたということはできない。」

(3) 引用の適法性

「著作権法32条1項は、『公表された著作物は、引用して利用することができる。』と定め、引用の対象となる著作物の公表を、適法な引用の要件とするところ、・・・原判決の説示するとおり、本件懲戒請求書は、公表されたものと認めることはできないから、...引用の対象となる著作物が公表されていない以上、同項該当性を認めることはできない」

(4) 権利濫用の成否

①公衆送信権および公表権により保護されるべきXの利益について

ア 本件懲戒請求書の性質・内容

「本件懲戒請求書は、Xが、弁護士会に対し、Y1に対する懲戒請求をすること、及び懲戒請求に理由があること等を示すために、本件懲戒請求の趣旨・理由等を記載したものであって、利用者に鑑賞してもらうことを意図して創作されたものではないから、それによって財産的利益を得ることを目的とするものとは認められず、その表現も、懲戒請求の内容を事務的に伝えるものにすぎないから、全体として、著作物であることを基礎づける創作性があることは否定できないとしても、独創性の高い表現による高度の創作性を備えるものではない。」

イ X自身の行動およびその影響

「本件産経記事は、Xによる本件懲戒請求の後、産経新聞のニュースサイトに掲載されたもの1であって、本件懲戒請求書の『懲戒請求の理由』の第3段落全体(4行)を、その用語や文末を若干変えるなどした上で、かぎ括弧付きで引用していることに加え、証拠・・・及び弁論の全趣旨を総合すれば、Xは、産経新聞社に対し、Y1の氏名に関する情報を含め、本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を自ら提供したものと推認される。そうすると、Xは、産経新

聞社に対し、本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を提供し、それに基づいて、本件懲戒請求書の一部を引用した本件産経記事が産経新聞のニュースサイトに掲載され、その結果、後記・・・のとおり、Y1が、ブログにより、本件懲戒請求書に記載された懲戒請求の理由及び本件産経記事の内容に対して反論しなければならない状況を自ら生じさせたものといえることができる。」

ウ 保護されるべきXの利益

「・・・本件懲戒請求書は公表されたものとは認められないから、Xは、本件懲戒請求書に関して、公衆送信権により保護されるべき利益として、公衆送信されないことに対する財産的利益を有しており、公表権により保護されるべき利益として、公表されないことに対する人格的利益を有していたものと認められる。

しかし、本件懲戒請求書の性質・内容（前記ア）を考慮すると、Xが本件懲戒請求書に関して有する財産的利益及び人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない上、X自身の行動及びその影響（前記イ）を考慮すると、保護されるべきXの上記利益は、X自身の自発的な行動により、少なくとも産経新聞のニュースサイトに本件産経記事が掲載された時以降は、相当程度減少していたものと認めるのが相当である。」

② Y1による本件記事1と本件リンクの目的について

「本件においては、・・・XがY1に対する懲戒請求をしたことに加え、Xが本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を自ら産経新聞社に提供したため、Y1に対して本件懲戒請求がされたことが報道され、広く公衆の知るところになったのであるから、Y1が、公衆によるアクセスが可能なブログに反論文である本件記事1を掲載し、本件懲戒請求に理由のないことを示し、弁護士としての信用や名誉の低下を防ぐ手段を講じることは当然に必要であったというべきである。したがって、本件記事1を作成、公表し、本件リンクを張ることについて、その目的は正当であったものと認められる。」

③本件リンクによる引用の態様の相当性について

「・・・ Y1が、本件リンクを張ることによって本件懲戒請求書の全文を引用したことは、Xが自ら産経新聞社に本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を提供して本件産経記事が産経新聞のニュースサイトに掲載されたことなどの本件事案における個別的な事情のもとにおいては、本件懲戒請求に対する反論を公にする方法として相当なものであったと認められる。」

④権利濫用の成否

「・・・ Xが本件懲戒請求書に関して有する、公衆送信権により保護されるべき財産的利益、公表権により保護されるべき人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない上、X自身の行動により、相当程度減少していたこと、・・・ 本件記事1を作成、公表し、本件リンクを張ることについて、その目的は正当であったこと、・・・ 本件リンクによる引用の態様は、本件事案における個別的な事情のもとにおいては、本件懲戒請求に対する反論を公にする方法として相当なものであったことを総合考慮すると、XのY1に対する公衆送信権及び公表権に基づく権利行使は、権利濫用に当たり、許されないものと認めるのが相当である。」

⑤当事者の主張に対する判断

ア Xの主張について（権利濫用について）

- 本件懲戒請求書の全部を引用する必要がなかったにもかかわらず、これを全部引用して公表したのであるから、XのY1に対する公表権の行使は権利濫用に当たらない

「Xは、Xが本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を産経新聞社に提供し、本件懲戒請求書の一部が本件S記事に引用されたとしても、Xの公表権を保護すべき必要性が全くなくなったわけではなく、他方、Y1は、本件懲戒請求書の要旨又はその一部を引用することによりXの懲戒請求に対して反論することが可能であり、本件懲戒請求書の全部を引用する必要がなかったにもかか

ならず、これを全部引用して公表したのであるから、XのY1に対する公表権の行使は権利濫用に当たらないと主張する。

しかし、・・・ Xが本件懲戒請求書に関して公衆送信権により保護されるべき財産的利益、公表権により保護されるべき人格的利益は、もともとそれほど大きなものとはいえない上、X自身の行動により相当程度減少していたものと認められる。他方、・・・ Y1は、Xが産経新聞社に本件懲戒請求書又はその内容を提供し、産経新聞のニュースサイトに本件産経記事が掲載されたため、弁護士としての信用及び名誉の低下を防ぐために、本件懲戒請求書の全文を引用して開示した上で反論する必要があったものであるから、それらを比較衡量すれば、後者の必要性が前者の必要性をはるかに凌駕するというべきであるから、たとえXの公表権を保護すべき必要性が全くなくなったわけではないとしても、XのY1に対する公表権の行使は権利濫用に該当するというべきである。

したがって、Xの上記主張は採用することができない。」

- 本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を産経新聞社に提供する行為よりも圧倒的に大きいから、Xによる公衆送信権及び公表権の行使は権利濫用に当たらない

「本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を産経新聞社に提供するというXの行為は、産経新聞又はそのニュースサイトによって本件懲戒請求に関する情報が報道されることを意図してされたものと容易に推認され、実際、産経新聞のニュースサイトに本件S記事が掲載されたものであり、産経新聞が大手の一般紙であって、法律に興味を有する者に限らず広く公衆がその新聞又はニュースサイトを閲読するものであることからすると、Xの上記行為は、Y1に対する本件懲戒請求があったこと及び本件懲戒請求書の内容を世間に公にするという点において、Y1の弁護士としての信用及び名誉に関して非常に大きな影響を与えるものであったと認められるから、本件懲戒請求書の内容が拡散する規模において、本件リンクを張る行為の方が、本件懲戒請求書又はその内容に関する情報を産経新聞社に提供するというXの行為よりも大きいということではできない。

したがって、Xの上記主張は採用することができない」

イ Y1の主張について（公表、権利濫用）

- フェア・ユース

「Y1は、Y1の行為は、米国のフェア・ユースの法理により許容されると主張するが、著作権法には、同法理を定めた規定はなく、著作権法の条文を超えて、米国における同法理を我が国において適用することはできないというべきであるから、Y1の上記主張は採用することができない。」

- 私的検閲

「Y1は、Xによる著作権の主張は、いわゆる『私的検閲』に当たるから、権利の濫用に当たる旨、本件記事1における本件懲戒請求書の利用は、時事の事件の報道のための利用（著作権法41条）に該当するから適法である旨主張する（いずれも当審における新たな主張）。しかし、・・・前記・・・の事情に照らし、XのY1に対する公衆送信権、公表権に基づく権利行使は、権利濫用に当たり、許されないものと認められるから、上記のXの当審における新たな主張に対しては判断を要しない。」

8. 議論したい論点

a. 知財高裁判決の結論には賛成ですか？反対ですか？

b. 本判決が、懲戒請求書に著作物性を認めたことについてどう考えますか？

財産的価値があまり高いと思われない表現物に広げて考えていただいても結構です。（例）内容証明、ブログ、ツイート、素人がスマホで撮影した写真、契約書、社内文書、特許明細書等

c. 本件では、懲戒請求書が未公表の著作物であるとして、引用の抗弁が否定されましたが、引用が成立すると解する余地はありませんか？（権利濫用の抗弁以外では、被告が勝訴するのは難しい事案か）

d. 原審は、公衆送信権侵害について権利濫用を認めませんでしたでしたが、知財高裁は、公衆送信権侵害についても権利濫用を認めました。著作権侵害や著作者人

格権侵害が成立するとしながら、権利濫用として原告の請求を認めなかったことについて、どのように考えますか？

また、権利濫用の判断にあたって、考慮すべき要素について、別途考慮すべき要素は考えられますか？

- e. 原審判決後、Xはライブドアブログの担当者とメールでやり取りして、本件記事1はプロバイダ（LINE）により削除されています。

原審はLINEに削除を命じたのではなく、原審が確定したわけでもないにもかかわらず、利用者のコンテンツを削除することについてどのように考えますか？

9. 追記：

Xは、最高裁に対し、上告受理の申し立てを行ったが、最高裁は、2022年7月6日付で、不受理決定をした。